

## 『石綿含有建材調査者テキスト』(第 1 版) 正誤表

『石綿含有建材調査者テキスト』に下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

中央労働災害防止協会

掲載頁・行	誤	正
P5 科目「一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査」の本書欄	第 2 編 2.8 2.9	第 2 編 2.8 2.9 <u>(その他必要に応じて 2.2 および関係箇所を参照)</u>
P34 1 行目	2005 (平成 17) 年	1995 (平成 7) 年
P35 10 行目	～事業者の講ずべき措置等 (第 20 条)、～	～事業者の講ずべき措置等 (第 22 条)、～
P96 表 2-14	石綿含有シリカ保温材	石綿含有けい酸カルシウム保温材
P114 表 2-19 「No.5」の「含有箇所」	両面紙	裏面紙
P142 表 2-23	m	mm
P153	柱 けい酸カルシウム板第 2 種	柱 けい酸カルシウム板第 1 種
P173 下から 7 行目	～書面調査を行う。ただし～	～書面調査を行う <u>(2.4～2.7 参照)</u> 。ただし～
P229 15 行目	折版屋根用断熱材	折板屋根用断熱材
P231 下から 2 行目～ P232 3 行目	なお、安衛法令では、～ (平成 30 年 1 月 29 日基安化発 0129 第 1 号)。	削除 (理由: 石綿則の改正により、第 5 条第 1 号の規定に基づき、仕上塗材は吹付け石綿から除かれたため。令和 3 年 4 月 1 日より仕上塗材の除去等工事においては計画届も作業届も要しない)
P333 8 行目	b 竣工年: 着工年・改修年などを記入。	b 竣工年: 着工年・改修年なども記入。
P347 図 4-9	採取物材料名	採取物建材名
P347 図 4-9 「試料採取日(採取者)資格」の列	2019/07/08	2019/07/28